

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。】

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、当社が行う自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）に係る広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告等の表示

自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）の内容について金商法第37条第1項に規定する広告その他これに類似するものとして金融商品取引業等に関する内閣府令第72条で定める行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

(2) 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第3号）」第1項に規定する経済上の利益をいう。

（通則）

第3条 当社は、広告等の表示を行うに当たっては、常に投資者の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令並びに当社の定款及び諸規則（これらに基づく細則等を含む。以下「法令等」という。）並びに取引の信義則を遵守し、適確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めるものとする。

2 当社は、景品類の提供を行うときは、法令等及び取引の信義則を遵守するものとし、また、その適正な提供に努めるものとする。

（一般的禁止行為）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある広告等の表示を行わない。

- (1) 取引の信義則に反するもの
- (2) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (3) 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの
- (4) 投資者の投資意欲を不当にそそる表示のあるもの
- (5) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- (6) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- (7) 金商法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令等に違反する表示のあるもの

2 当社は、投資者に対して、景表法その他の法令等に違反し、又は違反するおそれのある景品類の提供を行わない。

（誤解される表示の禁止）

第5条 当社は、広告等の表示を行うときは、投資者による金融商品取引業者又は登録金融機関の選択に必要な事項に関し事実と相違する表示又は人を誤解させるような表示を行わない。

2 当社は、広告等の表示を行うときは、第二種金融商品取引業の登録を受けていることにより主務官庁その他の公的機関が当社を推薦しているかのような表示又は当該広告等の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのある表示を行わない。

（利益保証及び損失補てんの表示の禁止）

第6条 当社は、広告等の表示を行うときは、利回りの保証、損失の全部若しくは一部の負担を行う旨又はこれらを行っているかのような誤解を与えるおそれのある表示を行わない。

（断定的又は刺激的な表示の禁止）

第7条 当社は、広告等の表示を行うときは、有価証券等の価格、数値又は対価の額、経済の見通し等について断定的な、若しくは投資意欲を不当に刺激するような表示をし、又は確実に利益を得られるかのように誤解させるような表示を行わない。

（優越性の表示）

第8条 当社は、広告等の表示を行うときは、その行う自己募集その他の取引等の実績、内容、方法等が他の金融商品取引業者又は登録金融機関に比べて著しく優れている旨を具体的根拠を示さずに表示してはならない。

（商号等の表示）

第9条 当社は、広告等の表示を行うときは、〔金融商品取引業者登録簿／金融機関登録簿〕に登録した商号、名称又は氏名及び登録番号を表示しなければならない。

【注：該当する登録簿どちらかを選択してください。】

（事前審査の原則等）

第10条 当社の各部門は、その所管する業務について広告等の表示を作成するにあたっては、この規則を遵守するほか、金商法、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）に従ってこれを作成しなければならない。

2 当社の各部門は、広告等の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）の審査を経て、認められたものでなければ、広告等の表示をしてはならない。

3 当社は、法令等に定める広告等の規制に関する十分な知識〔及び経験〕を有する者を広告審査担当者として任命するものとし、当社の広告審査担当者は●〔役職名を記載〕とする。

【注：経験要件については各社の実情に応じ、記載するものとします。】

（広告等の内部審査）

第11条 当社は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告審査担当者が当該表示又は提供について法令等に違反する事実、又は違反するおそれのある事実の有無を審査するものとする。ただし、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示については、この限りでない。

2 広告等の表示の審査において、広告審査担当者により命令、意見及び条件等が付された場合、当該広告等の表示の作成を所管する部門は、当該命令に従い、当該意見及び条件等をできる限り参酌して、当該広告等の表示を修正し又は新たに作成しなければならない。また、かかる場合、当該広告等の表示の作成を所管する部門は、修正又は新たに作成された広告等の表示により、再度、広告審査担当者の審査を経なければ、当該広告等の表示を提供してはならない。

3 広告等の表示の作成を所管する部門は、広告審査担当者により付された意見及び条件等について、広告審査担当者とは協議することができる。

（審査の運営）

第12条 広告審査担当者は、広告等の表示の審査運営にあたっては、この規則のほか、金商法、金商法施行令、金商業府令及び監督指針に従うものとする。

- 2 広告審査担当者は、景品類の提供の審査運営にあたっては、この規則のほか、景表法、同法に関連する政令・府令等及び監督指針に従うものとする。

（保管体制）

第13条 当社は、広告等の表示又は景品類の提供を行ったときは、当該広告等の表示及び景品類の提供の審査に関する記録を保管するものとする。

- 2 前項に規定する保管の期間は、●年間〔各社において定める〕とする。ただし、●部門〔例えば、コンプライアンス部〕又は広告審査担当者が認める場合には、当該期間を短縮することができる。

【注：保管期間等については各社の実情に応じ、記載するものとします。】

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。】

投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、当社が行う自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）に関し、顧客に対する投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

（投資勧誘の基準）

第2条 当社は、自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令並びに当社の定款及び諸規則（これらに基づく細則等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業活動に徹するものとする。

2 当社は、顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めるものとする。

（通則）

第3条 当社は、自己募集その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めるものとする。

（自己責任原則の徹底）

第4条 当社は、自己募集その他の取引等を行うに当たっては、顧客に対し、顧客自身の判断と責任において、金融商品取引を行うべきものであることを理解させるものとする。

（禁止行為）

第5条 当社は、投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為を行わない。

- (1) 契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げること。

- (2) 顧客に対して特別の利益を提供することを約束すること。
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部の負担又は利益の全部又は一部の追加を約束すること。
- (4) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。
- (5) 顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。
- (6) 偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
- (7) 契約又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

(分別管理の徹底)

第6条 当社は、金商法第2条第2項第5号から第7号までに掲げる権利に関する自己募集その他の取引等を行うときは、当該自己募集その他の取引等に関して出資され、又は拠出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産と分別して管理されていること、又は管理されていないおそれがないことを確認するものとする。

【注：上記条文は上記に該当する業務を行う会社が規定するものとし、規定不要の場合は以降の条番号を1つずつ繰り上げて下さい。】

(名義貸しの禁止)

第7条 当社は、自己の名義をもって、他人に自己募集その他の取引等を行わせない。

(顧客管理記録及び確認記録等)

第8条 当社は、自己募集その他の取引等を行う顧客について、別途定める様式を用いて、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存を行う。

- 2 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条第1項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 当社は、顧客管理記録、確認記録及び取引記録作成のために収集した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩しない。

(適用除外)

第9条 第2条第2項（投資勧誘の基準）については、自己募集その他の取引等に係る契

約の相手方が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。】

第二種業内部管理統括責任者等に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、当社が行う自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）に関し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに当社の定款及び諸規則（これらに基づく細則等を含む。以下「法令等」という。）の遵守状況を統括する業務に従事する者の責務等を定めることにより、当社の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。

（第二種業内部管理統括責任者）

第2条 当社の自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）に係る第二種業内部管理統括責任者は●〔役職名〕とする。

【注：原則として内部管理統括責任者は、各社の本店に属する役職員から選任して下さい。】

2 第二種業内部管理統括責任者の責務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自ら法令等を遵守するとともに、当社の役員又は従業員に対し、法令等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動及び顧客管理が適正に行われるように、内部管理態勢の整備に努めること。
- (2) 当社における投資勧誘等の営業活動が法令等を遵守し適正に行われるよう、当社の役員又は従業員において、法令等に違反する事案が生じた場合には、法令等に照らし、適正に処理すること。
- (3) 当社の投資勧誘等の営業活動における法令等の遵守に関し、行政官庁との適切な連絡及び調整を行うこと。
- (4) 当社の投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を〔取締役社長／内部管理担当役員など〕に報告しなければならない。

【注：報告先は各社の実情に合わせてご記載下さい。】

（第二種業内部管理統括責任者への指示）

第3条 [取締役社長／内部管理担当役員など] は、第二種業内部管理統括責任者がその職務を適確に遂行できるよう配慮しなければならない。

2 [取締役社長／内部管理担当役員など] は、前条第2項第4号の規定により第二種業内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

【注：前条同様、指示者は各社の実情に合わせてご記載下さい。】

（第二種業営業責任者）

第4条 当社は、自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理を行うに際し、法令等に関する十分な知識[及び経験]を有する者を第二種業営業責任者として配置するものとする。**【注：経験要件については各社の実情に応じ、記載するものとします。】**

2 第二種業営業責任者の責務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された事務所等に所属する役員及び従業員に対して、法令等を遵守するよう営業姿勢を徹底させ、自己募集その他の取引等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう指導・監督すること。

(2) 自らが責任者として任命された事務所等における自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を第二種業内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けること。

3 当社の第二種業営業責任者は、●[役職名][、及び、宅地建物取引業法に定める事務所等（本店を除く。）]（以下「事務所等」という。）の長]とする。

【注：宅建業法上の事務所が本店のみの会社は、「、及び」以下は不要です。】

（第二種業内部管理責任者）

第5条 当社は、自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理を行うに際し、法令等に関する十分な知識[及び経験]を有する者を第二種業内部管理責任者として配置するものとする。**【注：経験要件については各社の実情に応じ、記載するものとします。】**

2 第二種業内部管理責任者の責務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された事務所等における営業活動が法令等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行うこと。

(2) 自らが責任者として任命された事務所等における自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を第二種業内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けること。

3 当社の第二種業内部管理責任者は、●[役職名][、及び、事務所等の内部管理業務の管理職に従事する者のうち第二種業内部管理統括責任者が指名する者1名]とする。

【注：宅建業法上の事務所が本店のみの会社は、「、及び」以下は不要です。】

【注：規模が小さい等の理由で事務所毎に内部管理責任者を配置することが困難な場合は、第3項を下記のように規定することも考えられます。】

- 3 当社の本店及び事務所等における第二種業内部管理責任者は、第二種業内部管理統括責任者である●[役職名]が兼務する。

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。なお、本ひな型は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内規定を制定していない会社向けのものであり、既に制定済みの会社については、新たに制定して頂く必要はありませんが、本ひな型と比較し、内容に不足がある場合は、追加規定の必要性についてご検討頂く必要があります。】

反社会的勢力との関係遮断に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、当社の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、もって金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、反社会的勢力とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団員による不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不

正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

- (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) その他前各号に準ずる者

（通則）

第3条 当社は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）（以下両者を合わせて「自己募集その他の取引等」という）を行わない。

- 2 当社は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行わない。

（基本方針及び公表）

第4条 当社は、反社会的勢力への対応に関し、次に掲げる事項を基本方針（以下「基本方針」という。）とする。

- (1) 反社会的勢力に対しては、組織として対応する。
- (2) 反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応する。
- (3) 反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- (5) 反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。

- 2 当社は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表するものとする。

（反社会的勢力でない旨の確約）

第5条 当社は、顧客との間で初めて自己募集その他の取引等を行おうとするときは、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるものとする。ただし、既に当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けている場合はこの限りでない。

（反社会的勢力を排除するための契約の締結）

第6条 当社は、顧客との間で自己募集その他の取引等を行う場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めるものとする。

- （1）前条の確約が虚偽であると認められたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。
- （2）顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。
- （3）顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。

（審査の実施）

第7条 当社は、初めて自己募集その他の取引等を行おうとする顧客について、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めるものとする。

- 2 当社は、自己募集その他の取引等に関する顧客について、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めるものとする。
- 3 当社は、前2項に定めるもののほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客について反社会的勢力に該当するか否か審査するものとする。

（契約の禁止・関係の解消）

第8条 当社は、前条第1項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引を行わない。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

- 2 当社は、前条第2項及び第3項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めるものとする。

（業務執行組合員等の確認）

第9条 当社は、自己募集その他の取引等を行うまでに、当該取引の対象となる有価証券に関する業務執行組合員、営業者又は業務執行社員等が、反社会的勢力に該当していないことを確認するよう努めるものとする。

（情報の収集）

第10条 当社は、反社会的勢力に関する情報収集に努めるものとする。

（研修等の実施）

第11条 当社は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情

報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓発に努めるものとする。

（社内管理態勢の整備、充実）

第12条 当社は、第4条に掲げる基本方針を実現するため、この規則を役職員に遵守させるものとする。

2 当社は、この規則に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備に努めるものとする。

3 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の有効性及び適切性について、定期的に検証を行うものとする。

（警察等との連携・協力）

第13条 当社は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めるものとする。

2 当社は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めるものとする。

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。なお、本ひな型は、個人情報保護に関する社内規定を制定していない会社向けのものであり、既に制定済みの会社については、新たに制定して頂く必要はありませんが、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等と比較し、内容に不足がある場合は、追加規定の必要性についてご検討頂く必要があります。】

個人情報の保護に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）（以下「基本方針」という。）等を踏まえ、当社における個人情報の適正な取扱いを確保し、当社が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（個人情報の管理、漏洩・流出の防止）

第2条 当社は、自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）を行うに際しては、保護法、施行令、基本方針、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針のほか、関係法令等に従い、個人情報を適切に管理し、個人情報の漏えい、不正流出等の防止を図るものとする。

2 当社は、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）に基づく宅地建物取引業者として、宅建業法第50条の2の4に定める不動産信託受益権等の売買等以外の宅地建物取引等を行うに際しては、保護法、施行令、基本方針、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン～解説・事例集～のほか、関係法令等に従い、個人情報を適切に管理し、個人情報の漏えい、不正流出等の防止を図るものとする。

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。